

『東三河後見センター』会報 第64号

発行者：認定NPO法人東三河後見センター
〒442-0033
豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3階

令和5年6月30日発行
電話 (0533) 80-2707
FAX (0533) 80-2708

ホームページアドレス：<http://higashimikawakouken.or.jp>

随感随筆 8

梅雨入り間もなく、線状降水帯による大雨によりこの地域にも被害がありました。豪雨水害で被災されたみなさまには心よりお見舞い申し上げます。

5月20日(土)第17回通常総会を開催。3年ぶりに賛助会員のオブザーバー参加をお認めし、懐かしい人のつながり確かめる時間とともに、新しい「市民後見人」を紹介し、総会で承認された、新しい「理事体制」を紹介する機会になりました。新たな試みの「茶話会」も正・賛助会員、市民後見人、職員、理事役員との「顔の見える関係」の一助となりました。3年前の状況に巻き戻すにはまだまだ時間がかかりそうです。ご参集いただいたみなさまありがとうございました。

ウィズ・コロナ?アフター・コロナ?自然災害への対応は?

2020年当初より始まった新型コロナウイルス感染症が社会全体の問題となって既に3年目にはいり、政府は、先月5月8日より新型コロナの位置づけを感染症の2類相当から5類に緩和するとともにその名称を「コロナ2019」と改める等して、コロナ前の状況に戻るための政策を進めています。この3年半の期間で、私たちは、コロナ前にあった「あたりまえ」とコロナ禍で定着した「あたりまえ」に向き合う時期にきています。それがウィズ・コロナということかもしれません。

当法人が支援している被後見人等の多くは、病院や施設、事業所等の医療・福祉・介護関係者の支援を受けています。感染症は2類相当から5類に緩和されましたが、コロナが消失したわけではありません。いつでも感染症や頻発している自然災害が発生した時の備え、BCP(事業継続計画)や対処する力がますます大切になるなど感じています。

令和5年度 東三河後見センターがめざすこと

当法人は、成年後見利用促進法及び成年後見利用促進基本計画が制定される前より、「市民参加による法人後見(権利擁護支援)」を実践しています。東三河地域には、各市社協に成年後見(支援)、(権利擁護支援)センターが設立され、法人後見の受任もされています。国の第2期基本計画では、成年後見制度の仕組みの改善が検討され、重層的支援の中に権利擁護支援が組み込まれるものになりつつあります。こうした過渡期において、当法人の役割や存在意義を確認することが重要です。当法人が法人後見を受任する法人として成年後見制度に特化していること、そこに市民が後見活動に参加するという仕組みを構築していること、培った実践知があること。これらの強みを維持・発展させながら、各自治体及び各センターとの連携強化に努めつつ、新しい仕組みにも関与できるようにしていきたいと思えます。権利擁護支援として活躍されている市民の居場所となり、社会資源として地域に根ざしていきたいと思えます。

令和5年度新城市市民後見人養成講座の開催

昨年度に引き続き、新城市、新城市権利擁護支援センター、当法人が連携・協働して市民後見人養成講座を開催します。7月より12月までの期間です。当法人は、説明会2日間(7月1日(土)、5日(水))、基礎研修3日間(7月22日(土)、8月5日(土)、26日(土))フォローアップ研修(令和6年2月3日(土))を担当します。この地域の権利擁護支援者の養成と養成後の活躍の場の提供に注力していきます。(代表理事 工藤 明人)

第 17 回 通常総会 開催報告

令和 5 年 5 月 20 日（土）、13 時 30 分より受付が開始され、14 時から 15 時 30 分までの 90 分間、豊川商工会議所 2 階 B ホールにて、第 17 回通常総会が開催されました。

第 14 回～第 16 回通常総会では、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、例年よりも規模を縮小した内容となっていました。本年 5 月 8 日からの 5 類感染症移行を受け、今回は会場の広さを例年通りとし、総会終了後には、市民後見人の方々の交流のための「茶話会」の開催、その後は参加者有志による「懇親会」を行うなど、例年に近い規模や内容になりました。



当日は、正会員総数 60 名のうち、会場出席者は 20 名（うちオンライン出席者は 0 名）、委任状出席者は 31 名でした。また、正会員以外のオブザーバー参加者は 6 名でした。司会には山本事務局長、議長には長谷川卓也さん、議事録署名人には鈴木光子さんと工藤代表がそれぞれ選

任され、審議を滞りなく運営することができました。ありがとうございました。

上程された議案は、第 1 号議案「令和 4 年事業報告（案）」、第 2 号議案「令和 4 年度決算報告（案）」、第 3 号議案「令和 5 年度事業計画（案）」、第 4 号議案「令和 5 年度活動予算（案）」、第 5 号議案「役員を選任（案）」の 5 議案です。これら各議案について、第 1 号議案を工藤代表が、第 2 号議案を長谷川愛さんが、第 3 号議案と第 4 号議案を工藤代表が、第 5 号議案を齋藤理事がそれぞれ説明をし、審議を行いました。これら議案は満場一致で原案の通り承認可決されました。

総会に引き続き行われた茶話会には 25 名の方々が参加されました。ペアを組み替えながらお互いに自己紹介を行い、会員相互の交流を深めました。

その後、豊川市内のしゃぶしゃぶ「木曽路」に移動し、懇親会が行われました。参加者は 13 名で、久しぶりの会食に羽目を外す方もいらっしゃったようです。

私自身は、急な私用で今回の総会には残念ながら参加できませんでしたが、次回の総会は、今回以上に盛り上がることを期待しています。



（文責 井上裕一）

理事就任にあたって

彦坂 敏

令和5年の総会で皆様からご承認いただき、新たに理事に就任させていただくこととなりました。「平成28年市民後見人養成講座」を修了し平成30年10月に1人目の保佐をスタートしたばかりの若輩者であります但よろしくお願ひします。

現役時代の職業は生命保険会社に勤務し、福祉関連とは別な世界で過ごしてきました。生命保険は「互いに助け合う」という「相互扶助」の精神が原点です。‘悲しみとともに貧しさが来ないように’ “と金銭面で備える自助努力の一つです。少子高齢化が進み、DXが叫ばれる社会の変革の中では、「自助」「公助」だけでは救われない「共助」の更なる必要性を感じます。

5年ほどの活動を通じて、後見センターのメンバーの利用者に寄り添うサポートの実例をお聞きしながら、知識と元気をもらい行動に繋がっています。担当の活動の中で、あるきっかけで利用者と何十年も絶えていた親子・兄弟姉妹の絆を紡げた姿などを拝見し、私自身が充足感と次なる勇気を得たこともありました。

私自身は後期高齢者まであと4年ほど。一市民後見人が理事として加わり何が役立つか判りませんが、諸先輩方から教えていただきながら当センターの運営・活動が一層充実できるよう微力ですが尽くしたいと思ひます。



「令和4年成年後見関係事件の概況」から見えること、見えないこと 制度利用促進のカギは法人後見と市民後見人にあり

文責 長谷川 卓也

今年3月、最高裁判所は「令和4年成年後見関係事件の概況」（以下、「概況」という）を公表しました。前年1年間の全国の家庭裁判所（以下、「家裁」という）における成年後見等の申立事案のまとめを3月に公表するのは例年どおりです。私たちが目にすることができる成年後見申立ての公式発表はこれだけですので、貴重なデータです。

成年後見制度の法人後見分野で15年以上活動している筆者が、東三河後見センターの現場視点で令和4年の概況を読んで特に注目するデータと今回のデータからは見えないけれども気になる点、今後の課題を挙げてみました。

1. 申立件数が前年より減った

2018～2022年の申立件数

2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
36,549件	35,959件	37,235件	39,809件	39,719件

1年間の申立件数は39,719件で、前年対比0.2%の微減でした（前年は39,809件）。2021年の申立件数は前年に比べ6.9%の増加で、久しぶりに大きく増加し、成年後見制度利用促進計画が全国で少しずつ進行した結果と喜んだものです。しかし、再び減少です。超高齢社会の進行と独居高齢者の増加、認知症高齢者の増加、親亡きあと残される障害者の増加など、客観的には成年後見制度を利用しないと、権利や利益を守れない人が増えていることは明白です。そうした中で申立件数が増えない、あるいは減少したことは、見えない被害者が増加しているのではないかと危惧を抱かせます。

2. 市区町村長の申立て件数が右上がりに増加

申立人と本人との関係については、市区町村長申立が 9,229 件で最も多く、全体の 23.3%を占めました。長らく最も申立件数の多かった本人の子の申立件数との比較で5年間の推移を見ると、次の表のようになり、本人の子の申立て件数は 2018 年の 8,999 件から漸減傾向になり、2020 年には市区町村長と入れ替わり、その後は3年間、市区町村長が全体で最も多くなっています。

申立人	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年
本人の子	8,999 件	8,084 件	7,865 件	8,236 件	8,240 件
全体に占める割合	24.9%	22.7%	21.3%	20.9%	20.8%
市区町村長	7,705 件	7,837 件	8,822 件	9,185 件	9,229 件
全体に占める割合	21.3%	22.0%	23.9%	23.3%	23.3%

市区町村長は、「その福祉を図るために特に必要と認めるときは」成年後見等の開始申立てをすることができる」と定められています。親族に申立人ができる人がいない“身よりのない”高齢者、障害者の後見ニーズが全国的に増大していることの表れかと思いますが、他方、身よりのある方の場合は成年後見制度の利用が避けられているのではないかと心配になります。

3. 担い手は増えているか？ 今後の課題は？

(1) 親族は減少、専門職には限界がある

概況では家裁から成年後見人等に選任されたのは、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が全体に占める割合は約 19.1%です。2018 年は 23.3%でした。2021 年に前年より 0.1%増えましたが、それ以外は下がり続けています。親族後見人に対する支援が少なく、後見人等になると大変というだけでなく、後見人等を担える親族が少なくなっていることが基本的な理由だと思います。

親族以外が成年後見人等に選任されたのは、全体の約 80.9%（前年は約 80.2%）です。親族以外で選任されたベスト3は、弁護士、司法書士、社会福祉士の3専門職の計 26,295 件で全体の約 66.5%を占めています。この3専門職の過去5年間のデータを見ると、一番少なかったのは3年前（2019年）の 23,436 件で全体の約 65.6%、一番多いのが昨年（2022年）の 26,295 件で全体の約 66.5%でした。3専門職のうち成年後見人等を受任できる担い手の数には限りがあり、それほど大きな変動はありません。（専門職はほかにもありますが、これも3専門職同様、大きく増やすことは難しいのが現状です）

(2) 法人後見と市民後見人の協働を期待

成年後見人等の担い手として、親族は減少傾向、専門職は大きくは増やせない。とするとあと期待できる担い手は、法人後見と市民後見でしょう。単独で選任される市民後見人は、この5年間、毎年 271 件から 320 件で推移しており、全体の 1%前後から増えていません。全国で展開されている「市民後見人養成講座」の修了生はどこで活動しているのでしょうか。

法人後見は、社会福祉協議会が後見実施機関となり、法人後見を受任するケースが全国で増えています。NPO 法人東三河後見センターのような、従来から法人後見を担ってきた「その他法人」を加えると、法人後見は5年前の 2018 年 2,800 件から昨年は 3,691 件と、5年間で約 1.3 倍に増えました。各法人が人材を育成して法人後見の担い手としての力を質量ともにつけてきたと同時に、市民後見人養成講座の修了生の活躍の舞台を提供し、育成した法人職員が市民後見人の支援をすることができるようになってきたことの結果ではないかと見ています。こうした法人後見と市民後見人の協働にこそ成年後見制度利用促進のカギがあるのではないのでしょうか。

市民後見人活動の一時退任にあたって

私は市民後見人として活動を始めてまだ5年目です。

市民後見人として活動を始めたきっかけは、今は地区民生委員児童委員を引き受けて19年目になりますが、まだ駆け出しの新任民生委員児童委員として見守り活動をする中で、Aさん家族との出会いがあり、市民後見人養成講座を受講しました。

Aさん家族は四人、高齢の妻が家族の中心となり農業で一家を支えていました。高齢の夫は知的障害、成人した二人の子どもにも知的障害がありました。訪問を重ねる内にAさんから、私が亡くなった後の家族の行く末が心配である、との相談を受けました。すぐに関係機関に相談内容を繋げました。現在Aさん家族は、Aさんと夫も亡くなり、二人の子どもには後見人がつき、住み慣れた自宅で福祉サービスを受け穏やかに生活しています。

緒河 睦子



私は市民後見人活動を二回受講しました。

一回目は、民生児童委員の研修も様々な研修がありますが、もっと福祉の勉強がしたいと思い受講しました。受講した同期は専門職・行政の方等が多く、気後れしました。講座の内容・講師の面々も充実し、勉強のしがいがありました。その後の民生委員児童委員活動の幅も広がり深く考えることが出来るようになりました。その時、後見人登録はしましたが活動には至りませんでした。

二回目は、後見人活動の依頼があり一回目の受講から数年経過、私自身の両親の介護のまっただ中で断りました。市民後見人養成講座のみ受講しました。両親を見送り、前長谷川代表理事・現工藤代表理事に背中を押され、微力ながら活動を始めました。

のっぽのIさん（身体障害・知的障害・難病を抱えています）、おやつ大好きのHさん（精神障害）、Kさん（認知症）3名を担当し、5年目になります。

この三年間、新型コロナウイルス感染症の感染対策のため、面会できない時期もあり心配なことが沢山ありました。毎週行われるミーティング、先輩からのアドバイス、代表理事からの指導を受け活動を継続できました事に感謝申し上げます。

福祉に関わる人とのかわり難しさの中にもやりがいがありますが、常にストレスはつきものです。ストレス解消法もとても大切です。私のストレス解消法は草取り・製パン・美術館巡りです。

私は5月末で市民後見人としての活動は一旦退任し、地区の民生委員児童委員活動に専念します。5年間、東三河後見センターに籍を置き市民後見人活動を通して貴重な経験をさせていただき有り難うございました。道半ばで退任するのは後ろ髪を引かれる思いですが、あとは後任の担当者にお任せします。宜しく申し上げます。

最後に、東三河後見センターの益々のご発展、皆様のご健康をお祈りいたします。また、市民後見人の益々のご活躍を期待します。

会 員 紹 介

平松 美代

私は令和3年市民後見人養成講座を修了し、本年1月より後見人活動を始めて、現在1名を担当しています。

民生児童委員3期目のとき、何か形に残るものをしてみたいと思っていたところ、仲間の民生児童委員さんより養成講座への参加を勧められました。

勉強だけのつもりで受けた講座でしたが、終わって見たら、折角勉強したのだからチャレンジしてみようかと思い市民後見人への登録を決意しました。



後見人は金銭管理が主だと聞き、元銀行員の自分ならできるかもしれないと思ったからです。

活動は全くわからない中、周りの方達に教えてもらい、引き継ぎ録を参考にウロウロしています。

その中でもミーティングは、とても楽しみです。経験談を聞き、専門的な内容を聞くことがあり、ワクワクしています。

ひとりの被後見人には、いろいろな職種の人が関わっており、また後見人を求めている人も多いことを知りました。

私は予々、60歳を過ぎたらボランティア活動を始めよう、と思っていました。たまたま民生児童委員を受けることになり、そこから様々なボランティア活動を知りました。

今は地元で、高齢者のためのサロン活動のスタッフをしています。毎週木曜日に15人ほどの人が市民館に集い、楽しい時間を過ごしています。

「いつもありがとね」と言っただき、また、人生の先輩方から学ぶことが多く、とても充実しています。

令和5年度 正会員・賛助会員費納入者及び寄付者一覧

多くのご支援を賜りありがとうございます。

(令和5年6月22日現在)

正会員費納入者（敬称略） 51名（うち匿名2名）

- ・荻邦子 ・近藤由美子 ・中村成人 ・古川伸 ・彦坂敏 ・加藤勝美 ・長坂宏 ・加藤啓子
- ・工藤明人 ・齋藤尚 ・池田進 ・高柳大太郎 ・山本達也 ・三浦正博 ・梅田大巳
- ・田中剛 ・石原香 ・今泉全勝 ・影山恒太 ・緒河睦子 ・本多啓枝 ・北沢悦子
- ・長谷川卓也 ・福住幸子 ・杉山智子 ・鈴木光子 ・二村良子 ・岡本守 ・長谷川愛
- ・花田玲子 ・田中幸一 ・今泉博充 ・小野晴美 ・坂柳ゆかり ・高森陽一郎 ・西川邦輔
- ・細野京子 ・杉浦弥生 ・舟越正行 ・村川賢一 ・倉本秀子 ・足立和男 ・金田貴子
- ・神谷典江 ・豊田和浩 ・中島由恵 ・水野遠次 ・古瀬修 ・井上裕一

賛助会員費納入者（敬称略） 56名（うち匿名1名）

- ・秋田誠二 ・小川祐子 ・加藤正則 ・加藤明代 ・金澤良雄 ・額光幸 ・都築昭吉
- ・中谷芳孝 ・夏目滋 ・樋口茅子 ・前本好江 ・平松美代 ・清水則子 ・藤井幸夫
- ・水野登代子 ・八木憲一郎 ・彦坂ケサ工 ・大須賀康 ・金沢富雄 ・中野正二 ・工藤栄
- ・西田初美 ・西田妙子 ・高橋正 ・夏目みゆき ・新村知弘 ・田村真美子 ・鶴巻信一
- ・寺部美代子 ・廣永義昭 ・藤倉陽子 ・山内康敏 ・北村隆信 ・足木充邦 ・伊與田千鶴子
- ・中村八重子 ・伊藤文則 ・室田満秋 ・丸山博子 ・大林充始 ・荒川暁子 ・内藤加代子
- ・林梨絵 ・石原紀久代 ・稲垣良子 ・岡本由紀子 ・豊田弘子 ・磯村隆樹 ・吉本京子
- ・田村陽子 ・惣ト厚子 ・山口純子 ・大橋茂樹 ・佐々木宏直 ・佐々木直子

法人正会員費納入者（納入順、敬称略） 0法人

法人賛助会員費納入者（納入順、敬称略） 3法人

- ・(有)フレンドリーハート 滝川信吉 ・豊川市知的障害者育成会 ・(一社)豊川市医師会

寄付者（敬称略） 28名（うち匿名1名）

- ・小川祐子 ・加藤正則 ・加藤明代 ・額光幸 ・中村成人 ・荻邦子 ・古川伸
- ・花井昭典 ・花井則文 ・梅村勝久 ・村川賢一 ・三浦正博 ・石原香 ・北村隆信
- ・本多啓枝 ・北沢伊 ・小林修 ・齋藤歯科医院 ・福住幸子 ・鈴木光子 ・二村良子
- ・岡本守 ・藤戸繁美 ・石原紀久代 ・蟹江充子 ・中島由恵 ・勝見康夫

東三河後見センターの今後の予定（7月～9月）

☆ミーティング 開催日 毎月4回 火または土曜日 午前9時30分～午前11時
(毎月1回はオンラインのみとします)

場 所 豊川商工会議所1階第5会議室または3階第3研修室
※日程等の詳細はHPをご覧ください <http://higashimikawakouken.or.jp>

○理 事 会 7月21日(金)、9月15日(金) 18:30～ 豊川商工会議所第5会議室

○事務局会議 7月11日(火)、8月8日(火)、9月12日(火) 13:30～ 事務所内

◎夏季休暇 8月13日(日)～15日(火)

認定 NPO 法人東三河後見センター利用状況一覧

★法定成年後見制度利用者

(令和5年6月22日現在)

	後見	保佐	補助	後見等監督	合計
令和5年4月1日現在受任者数	62名	25名	15名	1名(保佐)	103名
今年度受任者数(令和5年4月～)	11名	6名	1名	0名	17名
今年度終了者数(令和5年4月～)	6名	0名	2名	0名	8名
令和5年6月20日現在合計	67名	31名	14名	1名	113名

★任意後見制度利用者利用者

任意後見受任者	0名	任意後見人	0名	任意後見契約終了者	1名
---------	----	-------	----	-----------	----

★市町別受任一覧 (法定成年後見制度。被後見人等の住民票の住所地で示してあります)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	16名	5名	3名	3名	0名	0名	岡崎1、湖西1	29名
知的障がい者	27名	7名	9名	4名	1名	14名	名古屋1、岡崎3	65名
精神障がい者	10名	0名	6名	1名	0名	1名	幸田1	19名
合計	53名	12名	18名	8名	1名	15名	7名	113名

★市民後見人が担当している利用者数

	後見	保佐	補助	合計
認知症	3名	3名	0名	6名
知的障がい者	23名	6名	6名	35名
精神障がい者	3名	0名	0名	3名
合計	28名	9名	6名	44名

市民後見人22名の方が上記表の44名の後見事務を担当しています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出している市民後見人候補者名簿登載者で、市民後見人活動に関する合意書を締結後、後見等の事務担当者として任命し、実際に活動している方のことをいいます。

認定 NPO の維持・継続をめざして 賛助会員・寄付金のお願い

(令和5年4月1日～令和5年6月22日現在)

○ 賛助会員費納入者 : 59名 (法人賛助会員3法人含む)

○ 寄 付 者 : 28名

◎ 認定寄付者人数 : 76名 (年間目標100名以上!!)



📌 会員入会・寄付のご案内 📌

★愛知県より令和2年2月13日～令和7年2月12日までを有効期間とする認定 NPO の認定を受けています (令和2年1月14日付)。ご支援・ご協力をお願いします。

編集後記 コロナが5類指定となり、今年度の総会は例年に近い規模や内容となりました。施設等の面会も再開され、昨年度の新城市市民後見人養成講座の修了者の中には、既に当法人で活動を開始した方もいらっしゃいます。会報では、今後もこうした新しい動きをお伝えできればと思います。 (井上裕一)